

令和6年度 三河港コンテナ物流トライアル助成金制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、定期航路を利用して試行的にコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対し、コンテナ貨物の輸出入に要する経費の一部を助成することに関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「定期航路」とは、三河港における外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路をいう。

- 2 この要綱において「荷主」とは、船荷証券に記載された荷送人及び荷受人であって、国内に事業所を有する事業者（フォワーダー（貨物利用運送事業者）含む）をいう。
- 3 この要綱において「トライアル輸送」とは、定期航路を利用して、国内他港とのコスト比較やリードタイム、荷役環境などの検証を目的として実施する輸送実験をいう。
- 4 この要綱において「モーダルシフト」とは、トラック、鉄道など船舶以外の方式で行われている貨物輸送を船舶による貨物輸送に転換することをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当するトライアル輸送を実施する荷主に対し交付するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する輸出入であること。
 - ア 荷主にとって新たな貨物（輸出入統計品目に属するもの）の輸出入
 - イ 荷主にとって新たな仕向港又は仕出港との輸出入
 - (2) 定期航路の利用により、貨物量の増加、コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、B C P 対応など物流面の改善が見込まれること。
 - (3) 定期航路の本格利用後のコンテナ取扱量が年間50TEU以上見込まれること。ただし、次に掲げる事業については年間50TEU以上見込まれない場合も対象とする。
 - ア 農産物・林産物の輸出に関する事業
 - イ インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア発着貨物に関する事業
 - (4) 金属くず・再利用資源（港湾調査に用いる品種分類表において金属くず（コード481）および再利用資源（コード491）に分類される貨物）を除くコンテナ貨物であること。
 - (5) 荷主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等をその役員に含む法人でないこと。
- 2 トライアル輸送として実施する輸出入の回数は、3回を上限とする。
 - 3 助成の対象となる貨物は、荷主が令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に輸出入を行うコンテナ貨物とする。

(助成金の額等)

第4条 助成の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用（消費税を除く）とする。

- (1) 国内輸送費
- (2) 輸出入に係る諸手続き費用
- (3) 通関等諸費用
- (4) 国内荷役費用
- (5) 海上運賃

2 助成金の額は、予算の範囲内で、次に掲げるとおりとする。

- (1) モーダルシフトに該当するトライアル輸送については、500,000円又は補助対象経費に4分の3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額
- (2) モーダルシフトに該当しないトライアル輸送については、500,000円又は補助対象経費に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者は、三河港コンテナ物流トライアル助成金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、令和6年12月27日までに三河港振興会会长（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 三河港コンテナ物流トライアル助成事業計画書（様式第2-1号）
- (2) 経費積算内訳書（様式第2-2号）

2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その日から30日以内に内容を審査するものとする。

3 会長は、前項の審査の結果、当該申請が要件を満たしているときは、助成金の交付を決定し、その旨を交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。不交付のときは、不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 助成を受けようとする者は、トライアル輸送として輸出入を行うコンテナ貨物について、三河港振興会が実施する他の助成金制度と重複して交付申請を行ってはならない。

(実績報告)

第6条 交付決定を受けた者は、トライアル輸送事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 三河港コンテナ物流トライアル助成事業実績報告書（様式第5-1号）
- (2) 支出実績報告書（様式第5-2号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の書類を受理した場合は、速やかに内容を審査するものとする。

3 会長は、前項の審査の結果、助成金の交付の決定の内容を満たしているときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条第3項に基づく助成金の確定の通知を受けた者は、速やかに三河港コンテナ
物流トライアル助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に対し助成金を
支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受
領した場合は、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものと
する。

(加算金)

第9条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜら
れたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成
金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）
につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなけれ
ばならない。

2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受
けた者の納付した金額が、返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、
まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。
3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、加算金の全
部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。